

Q1

出資の財源に関する要件は？

A1

国立大学法人等は、出資の財源として、運営費交付金相当額を充てることはできません。【出資認可基準第一条第二号イ(1)】

また、出資額が、当該国立大学法人等の自己収入総額から運営費交付金の算定の対象となる自己収入相当額を控除し、国立大学法人法第三十五条の二の規定により読み替えて準用される独立行政法人通則法第四十四条第二項の繰越欠損金があるときはその金額を減じた額、同条第三項の剰余金があるときはその金額を加えた額の範囲内であることが必要です。【出資認可基準第一条第二号イ(2)】

国立大学法人等において運営費交付金の算定の対象とならない自己収入としては、様々なものが想定されますが、出資財源に充ててよいか否かの判断は、当該自己収入の提供元の意図や提供の趣旨等を踏まえ、学内で検討・整理されるべきものです。

**「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の出資に関する認可基準」**

第一条  
(略)

二 出資の財源に関すること。

イ 出資の財源及び出資額について、次に掲げる事項を満たしていること。

(1) 出資の財源として運営費交付金相当額を充てていないこと。

(2) 出資額が、当該国立大学法人等の自己収入総額から運営費交付金の算定の対象となる自己収入相当額を控除し、法第三十五条の二の規定により読み替えて準用される独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十四条第二項の繰越欠損金があるときはその金額を減じた額、同条第三項の剰余金があるときはその金額を加えた額の範囲内であること。ただし、政府出資金を財源とする出資を行う場合においては、この範囲を超える額とすることを妨げるものではない。

国立大学法人等が出資を行う際には、あらかじめ、国立大学法人法第二十五条第二項及び第二十七条に定められた役員会及び経営協議会において、審議を経ていなければなりません。【出資認可基準第一条第三号イ】

また、役員会及び経営協議会の意思決定においては、出資の相手方となる成果活用促進事業者等、承認TLO又は認定特定研究成果活用支援事業者の関係者(役職員や個人株主等)あるいは出資金の原資を提供する関係者(寄附者等)が主導的役割を果たさないようにするなど、利益相反への配慮が求められます。【出資認可基準第一条第三号ロ及びハ】

**「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の出資に関する認可基準」**

第一条

(略)

三 出資を行おうとする国立大学法人等に関すること。

イ 出資に当たって、役員会の議を経る他経営協議会の審議を経ていること。その際には、役員会及び経営協議会それぞれの議事録が作成され、出資に関する議事の内容が明瞭に記載されていること。

ロ 役員会及び経営協議会等の国立大学法人等の所要の手続を経る際に、出資の相手方となる成果活用促進事業者等、承認TLO又は認定特定研究成果活用支援事業者の関係者が当該役員会又は経営協議会等の意思決定において主導的役割を果たさないようにする等の配慮がなされていること。

ハ 国立大学法人等が他の個人や企業等から寄附を受けて出資を行おうとする場合には、国立大学法人等の所要の手続を経る際に、寄附を行う個人や企業等の関係者が当該役員会又は経営協議会等の意思決定において主導的役割を果たさないようにする等の配慮がなされていること。

文部科学省の担当者へ事前にご相談ください。

事業（定款）を変更しようとする出資先法人が、国立大学法人法に定める6類型（※）のうち、類型1、4、5、6のいずれかである場合（定款の変更により、類型1、4、5、6のいずれかとなる場合を含む。）は、文部科学省に対して、当該出資先法人の定款の変更案等を事前にご提出いただく必要があります。【出資認可基準第四条第三項】

また、事業（定款）を変更しようとする出資先法人が、類型2、3のいずれかである場合（定款の変更により、類型2、3のいずれかとなる場合を含む。）は、文部科学省及び経済産業省に対して、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律や、産業競争力強化法に基づき、申請等を行う必要があります。

原則として、6類型に係る業務の範囲内であれば変更は可能ですが、出資先法人における、国立大学法人等における研究成果等の社会還元や、事業を適切に実施する体制等が損なわれないことについて確認させていただきます。

※**類型1**: 成果活用促進事業者、**類型2**: 承認TLO、**類型3**: 認定特定研究成果活用支援事業者、**類型4**: 研究成果活用事業者、**類型5**: 指定国立大学研究成果活用事業者、**類型6**: 教育研究施設管理等事業者、の6つの類型のこと。

#### 類型追加に係る手続／類型追加後に必要となる実施状況の報告

出資先法人の類型		類型追加に係る手続		類型追加後に必要となる実施状況の報告	
現行	追加	国立大学法人等	出資先法人	国立大学法人等	出資先法人
類型 <b>1、4、5、6</b> のいずれか	類型 <b>1、4、5、6</b> のいずれか	出資先法人の 定款の変更案等を提出	左記に協力	出資先法人の 類型 <b>1、4、5、6</b> に係る 実施状況報告書を提出	左記に協力
類型 <b>1、4、5、6</b> のいずれか	類型 <b>2、3</b> のいずれか	出資先法人の 定款の変更案等を提出	類型 <b>2</b> の承認又は 類型 <b>3</b> の認定に係る申請等	出資先法人の 類型 <b>1、4、5、6</b> に係る 実施状況報告書を提出	類型 <b>2</b> の承認又は 類型 <b>3</b> の認定に係る 実施状況報告書を提出
類型 <b>2、3</b> のいずれか	類型 <b>1、4、5、6</b> のいずれか	出資先法人の 定款の変更案等を提出	類型 <b>2</b> の承認及び／又は 類型 <b>3</b> の認定に係る申請等	出資先法人の 類型 <b>1、4、5、6</b> に係る 実施状況報告書を提出	類型 <b>2</b> の承認及び／又は 類型 <b>3</b> の認定に係る 実施状況報告書を提出
類型 <b>2、3</b> のいずれか	類型 <b>2、3</b> のいずれか	右記に協力	類型 <b>2</b> の承認及び 類型 <b>3</b> の認定に係る申請等	右記に協力	類型 <b>2</b> の承認及び 類型 <b>3</b> の認定に係る 実施状況報告書を提出

Q4

出資先法人は会社を設立できるのか？

A4

文部科学省の担当者へ事前にご相談ください。

設立にあたっては、以下の①及び②に掲げる要件を満たす必要があります。また、出資先法人が会社を設立する意義や必要性等を確認させていただきます。

(以下、説明の便宜上、出資先法人を「子会社」、当該子会社が設立する法人を「孫会社」と表記します。)

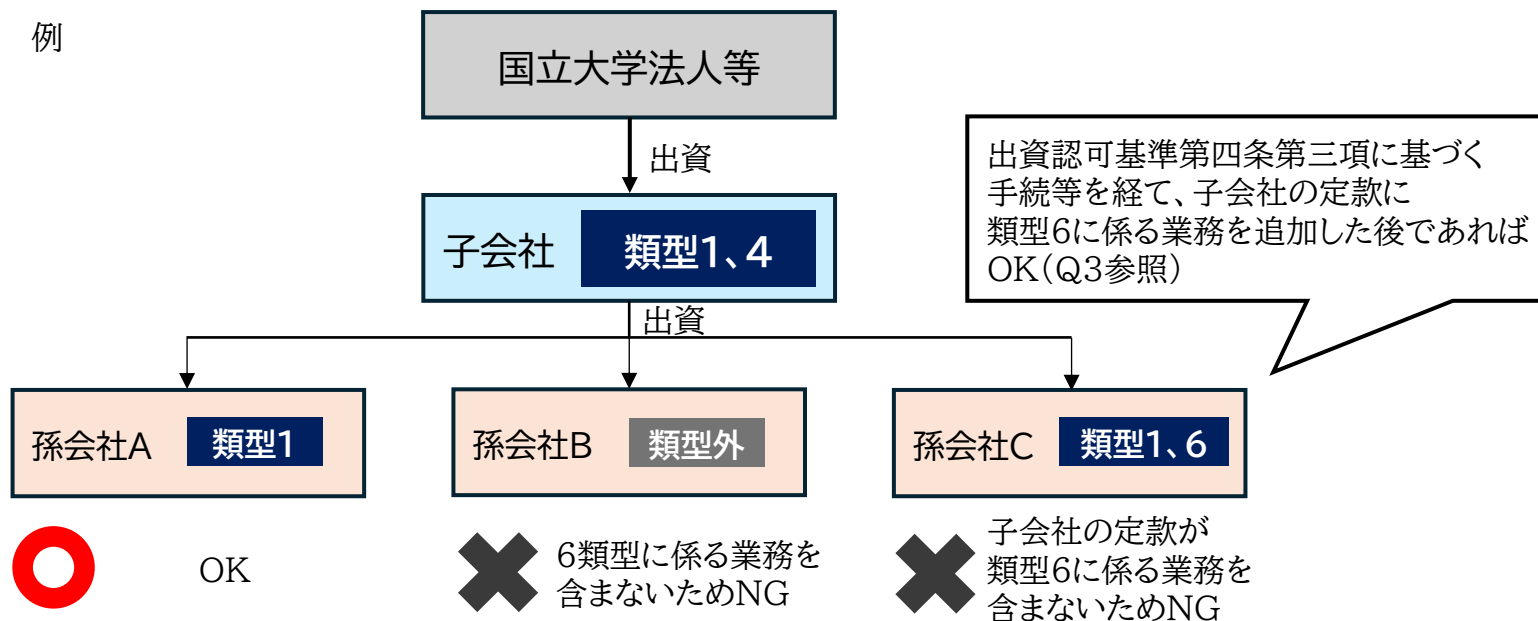
①孫会社の事業(定款)は、国立大学法人法に定める6類型(※)に係る業務のいずれかを含むこと。

②孫会社の事業(定款)は、子会社の定款に定める事業の範囲内であること。

加えて、孫会社が類型2、3のいずれかである場合は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律や、産業競争力強化法に基づく申請等も必要です。

※類型1:成果活用促進事業者、類型2:承認TLO、類型3:認定特定研究成果活用支援事業者、類型4:研究成果活用事業者、類型5:指定国立大学研究成果活用事業者、類型6:教育研究施設管理等事業者、の6つの類型のこと。

例



文部科学省の担当者へ事前にご相談ください。

出資先法人は、少なくとも国立大学法人等の出資割合以上の業務割合(※1)で、国立大学法人法に定める6類型(※2)に係る業務を実施する必要があります。

また、6類型以外に係る業務を実施する場合でも、当該業務は国立大学法人等の信用を失墜させないものとするよう留意してください。6類型以外に係る業務を実施する場合には、その意義や必要性等を確認させていただきます。

出資先法人が、企業等との共同出資により会社を設立する場合も同様の考え方となります。

#### 出資先法人が実施可能な業務

国立大学法人等との資本関係	6類型に係る業務	6類型以外に係る業務
100%子会社	○ (6類型に係る業務のみ実施可能)	× (実施不可(※3))
上記以外 (共同出資)	○ (出資割合以上の業務割合で、6類型に係る業務を実施)	○ (国立大学法人等の信用を失墜させないものに限る)

※1 業務割合は、原則、コストベースでの評価を想定していますが、それ以外での評価が必要である場合はご相談ください。

※2 類型1:成果活用促進事業者、類型2:承認TLO、類型3:認定特定研究成果活用支援事業者、類型4:研究成果活用事業者、類型5:指定国立大学研究成果活用事業者、類型6:教育研究施設管理等事業者、の6つの類型のこと。

※3 出資認可を受けた6類型に係る業務に附帯する業務は実施可能。

#### 例

国立大学法人が4000万円、企業が1000万円を出資して会社を設立。

当該会社は、①類型1、②類型4及び③6類型以外に係る業務を実施し、事業全体(①+②+③)の年間コストは3500万円。

この場合、国立大学法人の出資割合は4000万円/(4000万円+1000万円)=80%。

したがって、当該会社は、年間コストの80%(3500万×80%=2800万円)以上を①と②に充てる必要がある。

残りを③に充てることはできるが、③は国立大学法人の信用を失墜させないものに限られる。

出資認可を受けた後に生じ得る事項について、手続きの要否・手続き者・手続きの内容は、下表のとおりです。

特に、出資先法人が、国立大学法人法に定める6類型(※)のうち、類型2、3のいずれかである場合は、計画の変更や実施状況の報告については、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(TLO法)や、産業競争力強化法に基づき、手続きを行ってください。

下表に整理されていない事項については、文部科学省の担当者へ事前にご相談ください。

※類型1:成果活用促進事業者、類型2:承認TLO、類型3:認定特定研究成果活用支援事業者、類型4:研究成果活用事業者、類型5:指定国立大学研究成果活用事業者、類型6:教育研究施設管理等事業者、の6つの類型のこと。

#### 6類型で共通の手続

事項	手続きの要否	手続き者	手続きの内容
追加の出資	要	国立大学法人等	新たに出資認可の申請を行ってください
事業(定款)の変更	要	国立大学法人等/ 出資先法人	Q3参照
出資先法人による会社の設立	要	国立大学法人等/ 出資先法人	Q4参照

#### 類型1、4、5、6の手続

定款の変更を伴う事項(社名の変更など)	要	国立大学法人等	出資認可基準第四条第三項に基づき、手続きを行ってください
役員の変更	不要	—	手続きは不要ですが、事業を適切に実施する体制を維持してください
実施状況の報告	要	国立大学法人等	出資認可基準第四条第一項に基づき、各事業年度の報告を行ってください

#### 類型2、3の手続

計画の変更	要	出資先法人	TLO法や産業競争力強化法に基づき、手続きを行ってください
実施状況の報告	要	出資先法人	TLO法や産業競争力強化法に基づき、各事業年度の報告を行ってください

出資の対価として受け取った株式については、保有期間の制限はありません。出資先法人の株式を寄附で受け取った場合についても同様です。

なお、平成29年8月1日付け通知「国立大学法人及び大学共同利用機関法人が株式及び新株予約権を取得する場合の取扱いについて」や平成31年1月17日付け「研究開発法人及び国立大学法人等による成果活用事業者に対する支援に伴う株式又は新株予約権の取得及び保有に係るガイドライン」は、出資先法人の株式には適用されません。

**「平成29年8月1日高等教育局 国立大学法人及び大学共同利用機関法人が株式及び新株予約権を取得する場合の取扱いについて（通知）」**

（略）

**3. 株式取得後の留意点**

1. (1)の寄附及び1. (2)の「収益を伴う事業」の対価として株式を取得した場合並びに2.の新株予約権の権利行使により株式を取得した場合、その取得後において以下の点に留意する必要があること。

**(1) 株式保有上の留意点**

- ① 株式の取得後、特段の事情なく保有し続けることは、余裕金の運用が制限されている法の趣旨にかんがみ適切でないことから、換金可能な状態になり次第速やかに売却することが求められること。
- ② ①における「特段の事情」としては、例として次に掲げる事情があげられ、この場合には必要な期間保有し続けることができるものであること。ただし、国立大学法人等の業務が、法第22条第1項各号及び第29条第1項各号に規定する業務の範囲に限定され、公益性があるものであることにかんがみ、当該株式の保有により得た配当金等を原資として実施する行為も、当然に、当該国立大学法人等の業務の遂行の範囲内である必要があること。また、一定の期間の保有により、当該株式の価額が結果として下落する可能性があることも十分留意した上で国立大学法人等においてその保有を判断すること。

ア 寄附により取得した株式について、その配当金等を原資として寄附目的の遂行に充てることを想定したものであるなど、国立大学法人等が一定の期間において株式を保有することが寄附目的である場合（※2）

イ 「収益を伴う事業」の対価として取得した株式について、換金可能な状態になった時点では、当該株式の価額が当該「収益を伴う事業」の対価に見合わない国立大学法人等が判断した場合

ウ 取得した大学発ベンチャー企業等の株式が上場された際、一斉かつ大量に売却することで当該株式の急激な価値の下落を招く恐れがある場合

Q8 国立大学法人等と出資先の株式会社との関係は？

A8 国立大学法人等が出資する際、出資先法人が株式会社である場合には、国立大学法人等は当該出資先法人の株主となります。このとき、国立大学法人等の自己収入を出資の原資としている場合には、持株比率(議決権比率)に特段定めはありません。

出資者の権利として、株主は議決権を有し、例えば持株比率が50%を超える等一定の要件を満たす出資先法人は大学の特定関連会社(民間企業における子会社)となります。また、特定関連会社は原則として国立大学法人等の連結の範囲に含まれるため、連結財務諸表の作成が必要となります。

Q9 連結財務諸表の作成はどのような場合に必要か？

A9 国立大学法人等とその出資先の会社等(以下「関係法人」という。)には、「特定関連会社」、「関連会社」、「関連公益法人等」の3種類があり、関係法人に対する支配関係の強さ等に基づき、どの区分になるかの判定を行います。

具体的な判定基準については、国立大学法人会計基準「第12章 連結財務諸表」をご参照ください。

このうち「特定関連会社」については、原則として連結の範囲に含まれるため、連結財務諸表の作成が必要となります。また、「関連会社」については、原則として持分法を適用することとなります。

(参考)国立大学法人の連結財務諸表について

連結財務諸表は、2つ以上の事業体からなるグループを単一の会計主体と見なして、財政状態及び運営状況を総合的に報告することを目的とした財務諸表であり、国立大学法人等における連結財務諸表は、公的な資金が供給されているという点で、国立大学法人等と関係法人とを一つの集団とみなして、公的な主体としての説明責任を果たす観点から作成します。